

**善通寺市・琴平町・多度津町
学校給食センター整備運営事業**

特定事業の選定

平成 29 年 5 月 26 日

善通寺市・琴平町・多度津町

善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備運営事業 特定事業の選定

善通寺市・琴平町・多度津町（以下「1市2町」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定により、「善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備運営事業」を特定事業として選定したので、同法第11条の規定に基づき、特定事業選定にあたっての客観的な評価結果を公表する。

平成29年5月26日

善通寺市長 平岡 政典
琴平町長 小野 正人
多度津町長 丸尾 幸雄

特定事業（善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備運営事業）の選定について

1 事業概要

本事業では、現行の学校給食センターの老朽化と学校給食衛生管理基準への対応及び効率的な事業運営を実施するため、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター（以下「本施設」という）の建替えを行うことを目的とする。

本事業はPFI法に基づき、PFI事業者（以下「事業者」という。）が本施設を整備し、維持管理・運営期間内において施設の維持管理・運営を行うものである。

なお、事業は以下の点を十分に踏まえ、実施するものとする。

- ・ 食品衛生上の技術的水準を高めるための、ドライシステム及び汚染・非汚染区域の明確なゾーニングを導入すること。
- ・ 調理給食数を最大6,500食/日とすること。
- ・ HACCPの概念を取り入れた衛生管理への対応を図ること。
- ・ 発育段階に応じた対応や、アレルギー等をもつ園児・児童生徒への個別対応など、多様なニーズに対応できるシステムを構築すること。
- ・ 施設の防音・防臭を考慮し、近隣との共生を図ること。
- ・ 省エネルギー化に努めること。
- ・ 生ごみの減量化及び再資源化への対応を図ること。
- ・ 民間事業者のノウハウを活かした効率的な設計・建設・維持管理・運営を行うこと。
- ・ 食育及び地産地消の取り組みに協力すること。

(1) 施設概要

ア 建設予定地：香川県善通寺市生野町463-1、464-1、478-1、478-3、478-4

イ 敷地面積：約5,500㎡

ウ 供給能力：6,500食/日

（1献立方式。うち、アレルギー等対応食数は、65食/日程度。）

(2) 事業方式

事業方式は、事業者が施設を整備したのち、1市2町に施設の所有権を移転し、事業期間中における維持管理・運営業務を実施するBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

(3) 事業期間

- ・ 施設整備期間 平成30年1月～平成31年6月（1年6ヵ月間）
- ・ 開業準備期間 平成31年7月～平成31年8月（2ヵ月間）
- ・ 維持管理・運営期間 平成31年8月～平成46年7月（15年間）

(4) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、1市2町が事業者からサービスを購入する形態とする。

2 1市2町が直接事業を実施する場合とPFIで実施する場合の評価

(1) 評価方法

ア 本事業をPFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること、及び事業期間を通じた1市2町の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次により評価を行った。

(ア) PFI事業として実施することの定性的評価

(イ) 1市2町の財政負担見込額による定量的評価

(ウ) 事業者に移転するリスクの評価

(エ) 上記による総合的評価

イ 1市2町の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

(2) 評価結果

ア PFI事業として実施することの定性的評価

公共サービスの水準については、事業者が有する給食事業のノウハウや技術力を活かし、給食サービスの水準向上、良好な衛生管理、環境配慮等を、安定的かつ継続的に図ることが期待できる。

イ 1市2町の財政負担見込額による定量的評価

(ア) 1市2町の財政負担額算定の前提条件

本事業を1市2町が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、1市2町が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

表 1 市 2 町の財政負担額算定の前提条件

項目	1 市 2 町が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額の 主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ①施設整備費 ②開業準備費 ③維持管理費 ④運営費 	<ul style="list-style-type: none"> ①施設整備費 ②開業準備費 ③維持管理費 ④運営費 ⑤SPC 管理運営費 ⑥アドバイザー費 ⑦モニタリング費 ⑧公租公課
共通の条件	<ul style="list-style-type: none"> ①事業期間 16 年 8 ヶ月 (工事期間 1 年 6 か月、開業準備期間 2 か月、維持管理・運営期間 15 年) ②敷地面積 約 5,500 m² ③供給能力 6,500 食/日 ④割引率 0.940% 	
資金調達に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ①国庫補助金 ②起債 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育施設等整備事業債 起債充当率 75% 償還年数 15 年 ・ 財源対策債 起債充当率 15% 償還年数 15 年 ③一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> ①国庫補助金 ②起債 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育施設等整備事業債 起債充当率 75% 償還年数 15 年 ・ 財源対策債 起債充当率 15% 償還年数 15 年 ③市中銀行借入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 償還年数 15 年 ・ 固定金利 ④資本金 ⑤一般財源
積算方法	概略の施設計画を策定し、同規模・同用途の事業における実績値等を勘案して算定	1 市 2 町が直接実施する場合に比べ、一定割合の縮減が実現するものとして設定

(イ) 1市2町の財政負担の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりとなる。ここでは、1市2町が直接実施する場合の財政負担額を100とし、指標により比較を行う。

表 1市2町の財政負担の比較

	財政負担の比較
1市2町が直接実施する場合	100
PFI事業として実施する場合	90

ウ 事業者に移転するリスクの評価

PFI事業として実施する場合は、1市2町が直接実施する場合に1市2町が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施する。このため、移転するリスクを定量化した上で財政負担の見込額に加算することが望ましいが、現実的にはデータの制約から十分な根拠に基づく定量化は困難であった。

ただし、PFI事業として実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が、1市2町よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、事業全体におけるリスク管理の最適化が図られ、問題発生時の適切かつ迅速な対応が可能となる。

エ 総合的評価

本事業は、PFI事業として実施することにより、1市2町が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた1市2町の財政負担額について、約10%の縮減を期待することができる。とともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

善通寺市 教育委員会 教育総務課

〒765-8503

善通寺市文京町二丁目1番4号 善通寺市総合会館4階

電話 0877 (63) 6326

FAX 0877 (63) 6357

E-mail kyushokulc2t@city.zentsuji.kagawa.jp

善通寺市ホームページ：<http://www.city.zentsuji.kagawa.jp/>

琴平町ホームページ：<http://www.town.kotohira.kagawa.jp/>

多度津町ホームページ：<https://www.town.tadotsu.kagawa.jp>